

大阪府屋外広告業者に対する処分基準の概要について

【趣旨・目的】

大阪府においては、大阪府景観条例に基づき平成 30 年 1 月に策定した「都市景観ビジョン・大阪」を踏まえ、適切な屋外広告物の規制により良好な景観形成を推進していくため、大阪府に登録している屋外広告業者の違反行為者に対する行政処分の具体的な基準を定める。

この基準は、大阪府行政手続条例(平成 7 年大阪府条例第 2 号。)第 12 条第 1 項の規定及び大阪府屋外広告物条例(昭和 24 年大阪府条例第 79 号。以下「条例」という。)第 24 条の 4 の規定に基づく処分基準である。

【処分基準の考え方】

違反行為毎の処分内容が明確であり、処分に至るまでに助言や勧告などの是正指導を迅速かつ丁寧に行えることで、違反行為の抑止効果が期待されることから、違反内容に連動した処分基準とする。

【処分基準(案)】

1 業の登録の取消し

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき など
- (2) 法に基づく条例又は処分に違反して罰金以上の刑に処せられた日から 2 年を経過しない者 など
- (3) 営業所ごとの業務主任者を選任していない又は営業停止の命令に違反した者

2 営業停止

- 180 日 知事の屋外広告物の設置の停止、除却命令等の措置命令に違反した者
- 90 日 許可を受けない広告物の設置、禁止区域や禁止物件への広告物を設置した者、業の登録事項変更届出をしなかった者 など
- 60 日 報告や資料の要求に対して報告の拒否や虚偽の報告をし、検査の拒否、妨害、忌避、答弁の拒否若しくは虚偽の答弁をした者
- 30 日 許可物件の工事完了届又は変更届を提出しない者 など

3 処分の加重又は軽減措置

指導中に違反行為を繰り返すなど悪質性の高い場合の加重や、過去の処分歴がない場合などの軽減措置を設定。

4 適用期日

平成 31 年 4 月 1 日